

富良野市立富良野西中学校同窓会会則

- 第1条 本会は、富良野市立富良野西中学校同窓会（西中同窓会）という。
- 第2条 本会の事務所は、富良野西中学校に置く
- 第3条 この会の目的は富良野西中学校卒業生というきずなによって結ばれる会であつて、富良野西中学校卒業生相互の友好を図り母校富良野西中学校の発展に寄与するにある。
- 第4条 この会は、前条の目的を達成するために次のことをおこなう。
- ・ 同窓会名簿の作成と更新
 - ・ 特別の学校行事についての協力
 - ・ 友好行事の企画運営
 - ・ 在校生への援助
- 第5条 この会の会員は、次のとおりとする。
- ・ 富良野西中学校卒業生
 - ・ 富良野西中学校を途中で転退学した者で入会を希望し同窓会の同意を得た者
- 第6条 会員は、全ての平等の権利と義務を有する。
- 第7条 この会の経費は、次のものをもって支弁する。
- ・ 卒業時の同窓会基金と金額は、役員会で決める。
 - ・ 寄付金、その他の収入
- 第8条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第9条 1. この会の役員は、次のとおりとする。
- | | | | |
|-------|-----|-------|-------------|
| 会 長 | 1名 | 副 会 長 | 若干名 |
| 会 計 | 1名 | 監 査 | 2名 |
| 事務局長 | 1名 | 事務局員 | 若干名（学校・同窓会） |
| 理 事 | 若干名 | 顧 問 | 現職学校長・教頭 |
| 相 談 役 | 若干名 | | |
2. 役員会は、顧問、相談役を除く前項の役員で構成する。
- 第10条 この会の運営を円滑にするため、各期ごとに幹事を若干名をおく。
- 第11条 1. 役員任期は2年とし、定期総会で選出する。但し留任は妨げない。
2. 幹事任期は2年とし、役員会で選出する。
3. 役員、幹事等に欠員が生じたときは、役員会で補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

- 第12条 役員などの任務は、次の通りとする。
- (1) 会長は会務を統理し本会を代表する。
 - (2) 副会長は会長を助け、会長事故ある時は代理する。
 - (3) 会計は会計事務をつかさどる。
 - (4) 事務局は会務をつかさどる。
 - (5) 監査は会計監査をつかさどる。
 - (6) 理事は会の運営全般をつかさどる。
 - (7) 各期幹事は各期の代表であり、各期の連絡等をおこなう。
- 第13条 学校長は会合に出席し、意見を述べることができる。
- 第14条 定期総会は、年1回開催する。但し会長及び役員会で必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。
- 第15条 総会は役員及び各期幹事の出席者で構成する。
(臨時総会はこの定めによらない)
- 第16条 役員会は、必要の都度開催し会務をつかさどり、緊急事項を処理する。
- 第17条 すべての会議は、出席者の過半数の決議を必要とする。
- 第18条 この会の運営に必要な細則は、役員会で定める。但し次期総会に報告する。
- 第19条 この会則は、昭和44年4月1日より施行する。
昭和62年5月29日一部改正
平成18年5月25日一部改正

細 則

- 第1条 役員会は必要により特別委委員会を設けることができる。
- 第2条 特別委員会は、その任務終了と同時に解散する。